

# 津市狂犬病予防法の特例に基づく犬の登録に係る手数料免除取扱要綱

令和 5 年 1 2 月 2 5 日 津市訓第 5 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市手数料徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 7 3 号。以下「条例」という。）第 6 条第 4 号の規定による動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号。以下「動物愛護管理法」という。）第 3 9 条の 7 に規定する狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）の特例に基づく犬の登録に係る手数料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の免除)

第 2 条 条例別表第 5 に掲げる犬の登録に係る手数料のうち、動物愛護管理法第 3 9 条の 7 第 1 項の規定に基づく環境大臣の通知により、同条第 2 項の規定に基づき狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされた犬の登録に係る手数料は、免除とする。

(手数料の免除の申請)

第 3 条 前条に規定する手数料に該当するときは、犬の所有者から犬の登録に係る手数料の免除の申請があったものとみなす。

(委任)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。